平成２９年第１回上富田町議会定例会会議録

（第３日）

○開会期日　　平成２９年３月１５日午前９時３０分

○会議の場所　　**上富田町議会議事堂**

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（１２名）

１番	松　井　孝　恵	２番	谷　端　　清
３番	樫　木　正　行	４番	山　本　明　生
５番	九　鬼　裕見子	６番	大　石　哲　雄
７番	畑　山　　豊	８番	奥　田　　誠
９番	沖　田　公　子	１０番	榎　本　　敏
１１番	木　本　眞　次	１２番	吉　田　盛　彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森　岡　真　輝	局長補佐	十　河　貴　子

○地方自治法第１２１条による出席者は次のとおり

町　　長	小　出　隆　道	副　町　長	山　本　敏　章
教　育　長	梅　本　昭二三	会計管理者	水　口　和　洋
総務政策課長	福　田　睦　巳	総務政策課企画員	谷　本　芳　朋
総務政策課企画員	樫　原　基　史	総務政策課企画員	平　尾　好　孝
税務課長	橋　本　秀　行	産業建設課長	菅　谷　雄　二
産業建設課企画員	川　口　孝　志	住民生活課長	原　　宗　男
住民生活課企画員	中　松　秀　夫	住民生活課企画員	栗　田　信　孝
住民生活課企画員	宮　本　真　里	住民生活課企画員	木　村　陽　子

上下水道課長	三　栖　啓　功	上下水道課 企　画　員	坂　本　　厳
教育委員会 総務課長	家　髙　英　宏	教育委員会 生涯学習課長	新　堀　浩　士

○本日の会議に付した事件

日程第　１　議案第　２号　上富田町税条例等の一部を改正する条例
日程第　２　議案第　３号　上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第　３　議案第　４号　上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第　５号　西牟婁郡公平委員会規約の廃止について
日程第　５　議案第　６号　西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第　６　議案第　７号　上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
日程第　７　議案第　８号　和歌山県と上富田町の公平委員会に関する事務の委託について
日程第　８　議案第　９号　職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　９　議案第１０号　上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第１０　議案第１１号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第１１　議案第１２号　上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第１２　議案第１３号　上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第１３　議案第１４号　上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例
日程第１４　議案第１５号　平成２８年度上富田町一般会計補正予算（第７号）
日程第１５　議案第１６号　平成２８年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第２号）
日程第１６　議案第１７号　平成２８年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第３号）
日程第１７　議案第１８号　平成２８年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）
日程第１８　議案第１９号　平成２９年度上富田町一般会計予算

日程第１９　議案第２０号　平成２９年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第２０　議案第２１号　平成２９年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第２１　議案第２２号　平成２９年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第２２　議案第２３号　平成２９年度上富田町特別会計診療所事業予算
日程第２３　議案第２４号　平成２９年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第２４　議案第２５号　平成２９年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
日程第２５　議案第２６号　平成２９年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
日程第２６　議案第２７号　平成２９年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第２７　議案第２８号　平成２９年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
日程第２８　議案第２９号　平成２９年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
日程第２９　議案第３０号　平成２９年度上富田町水道事業会計予算
日程第３０　議案第３１号　平成２９年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第３１　議案第３２号　工事請負契約の締結について（平成２８年度　第２号学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター建築工事）
日程第３２　議案第３３号　工事請負契約の締結について（平成２８年度　第３号学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター電気設備工事）
日程第３３　議案第３４号　工事請負契約の締結について（平成２８年度　第４号学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター機械設備工事）
日程第３４　議案第３５号　物品購入契約の締結について（平成２８年度　学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター備品（厨房機器））
日程第３５　発委第　１号　上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第３６　議員派遣の件について
日程第３７　委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開　　会　　午前９時３０分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第１回上富田町議会定例会第３日目を開会します。

当局にご報告します。今議会から議案審議の際の答弁方法が変わりましたのでご注意ください。初回の答弁のみ登壇し、以降は自席で行うことにしていますので、よろしくお願いします。

また、各議案の賛否の際、原則として起立でありますが、樫木議員と畑山議員より挙手の申し出がありますので、これを許可します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第１　議案第２号～日程第１７　議案第１８号

○議長（山本明生）

この際、日程第１　議案第２号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件から、日程第１７　議案第１８号、平成２８年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）の件まで１７件を一括議題とします。

△日程第１　議案第２号

○議長（山本明生）

日程第１　議案第２号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番、松井君。

○１番（松井孝恵）

おはようございます。

本条例の１３ページなんですけれども、１３ページの左側、真のほうの真ん中中ほどよりちょっと下の第８０条のところなんですけれども、この８０条でいうところの軽自動車の取得者と所有者の違いをお聞きします。例えば車を買ったときに、ローンなんかでクレジットを組む場合があるんですけれども、そういったときに所有者が誰になるのかという問題。

それとあと、説明の中では、当面県が徴収するという話やったんですけれども、こういうときに上富田町の税収はどうなってくるのかということと、手数料なんかも含めて教えてください。

○議長（山本明生）

答弁願います。

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

おはようございます。１番、松井議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、この条例８０条の示す取得者及び使用者との違いは何かという質問でございますが、この条例８０条の規定におきましては、取得者と所有者の違いがあります。これは納税義務者の課税客体、いわゆる課税要素にあるかと思います。

まず、今回初めて創設された環境性能割でございますが、現在の自動車取得税にかわるものであるため、課税されるのは自動車を購入する際の１回のみとなっております。

したがって、三輪以上の軽自動車の取得者には環境性能割を取得時のみに課税します。また、従来の二輪車等を含む軽自動車税は、毎年４月１日現在車両を所有している場合にかかる税金でございまして、このたび種別割という名称を変更しまして、基本、所有者に毎年課税されるという課税客体の違いによります。

あと、２点目の自動車のローン契約で所有者となった場合、これがいわゆる自動車販売業者が所有権を持っておりまして、まず基本は、先ほど言いましたように軽自動車税は毎年４月１日現在車両を所有している方にかかる税金でございまして、したがって、所有者に課税されるのが原則でございます。

ただし、ローンを組んで購入した場合、自動車販売業者等が所有権を留保しているという場合には、購入者である使用者が例外的に納税義務者となります。いわゆるこの条例の部分で言いますれば、所有権は自動車販売業者にありますが、条例第８１条、１４ページになりますが、の１項のみなす課税の規定からいえば、買い主を取得者及び使用者とみなして、納税義務者として課税するという仕組みになっております。

次に、３点目の環境性能割は、当分の間県が賦課徴収するということですが、当町への税収の影響、県への手数料についてはどうですかという質問でございます。

この環境性能割は現在の自動車取得税にかわるものであるため、今回条例には制定しますが、当分の間県が賦課徴収をするという規定になっております。

具体的な仕組みにつきましては、課税標準は自動車の取得価格としまして免税点は５０万円と規定しております。税率は燃費基準値達成度等に応じまして決定しまして、環境負荷の低い電気自動車等は非課税となっております。また、燃費基準等の性能が高い

ほど税率が低くなっておりまして、非課税、１％、２％、３％の４段階を基本とする仕組みになっておりまして、軽自動車税につきましては、当分の間税率は２％が上限ということになっておりまして、新車、中古車を問わず対象となっております。

現時点での当町への税収の試算は大変難しくありまして、新車、中古車の取得価格や燃費基準の税率等に左右されますところがその難しさであるんですけれども、単純計算で試算しますと、取得価格を新車、中古車の平均値、約１台１００万円と規定しましたところ、平成２８年度の新規登録台数、実績では約３００台を今年度取得していまして、それを仮に取得台数とカウントすれば、年間約３億の取得価格が課税標準額になります。多く見積もっても上限の２％を掛け合わせたら、約ですけれども、６００万円の税収の見込みというところが試算、現在変動ありますけれども、状況でございます。

また、県は徴収した税額を翌月に全額町へ振り込むという仕組みになっておりまして、これは平成３１年１０月以降取得した車に対しまして対応するという形です。

町は、また県が徴収した累計税額の５％を徴収取扱費として翌年度に県へ交付するという仕組みになっております。仮算定額の約６００万円の税収に対しましては、徴収取扱費が約３０万円という、多いところでそういう見込みをしております。対象年度は平成３２年からということになっております。なお、この規定につきましては、議案書のページ６ページ、附則第１５条の５及び第１５条の６に掲載しておりますので、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２　議案第３号

○議長（山本明生）

日程第２　議案第３号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

おはようございます。

議案第３号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例に対する反対討論をします。

これは個人情報の漏えいにつながるマイナンバー制度にかかわる条例ですので、反対です。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより議案第３号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第３　議案第４号

○議長（山本明生）

日程第３　議案第４号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第４号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論をします。

これは国民を監視するマイナンバー制度そのものに反対ですので、それに関連したこの条例に私は反対します。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより議案第４号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第４　議案第５号

○議長（山本明生）

日程第４　議案第５号、西牟婁郡公平委員会規約の廃止についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番、松井議員。

○１番（松井孝恵）

すみません、この西牟婁郡公平委員会の規約廃止に伴い、その剰余金を上富田町に帰属するということで、このお金というのはどの会計に入るんでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

１番、松井議員さんにお答えします。

本規約の廃止なんですけれども、附則の第２号剰余金は上富田町に帰属するものとするとなってございます。

基本的には剰余金は発生しないように各組織しています団体、町に返すような形でしますけれども、もし端数とかが出てきた場合につきましては、会計は一般会計の雑入で受けたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５号、西牟婁郡公平委員会規約の廃止についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第５　議案第６号

○議長（山本明生）

日程第５　議案第６号、西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第６号、西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第６　議案第７号

○議長（山本明生）

日程第６　議案第７号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第７号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第７　議案第８号

○議長（山本明生）

日程第７　議案第８号、和歌山県と上富田町の公平委員会に関する事務の委託についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案８号、和歌山県と上富田町の公平委員会に関する事務の委託についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第８　議案第９号

○議長（山本明生）

日程第８　議案第９号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第９号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第９　議案第１０号

○議長（山本明生）

日程第９　議案第１０号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１０号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１０　議案第１１号

○議長（山本明生）

日程第１０　議案第１１号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１１号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１１　議案第１２号

○議長（山本明生）

日程第１１　議案第１２号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、奥田君。

○８番（奥田　誠）

参考資料の２ページのほうで、金額的な部分で扶養については１００円マイナスになっていますし、次に、扶養に対する消防団員の２１７円が２６７円、５０円プラスで、そのうちの１人については３３３円という形でちょっと金額的に減額になっているんです。補償内容は従来どおりでいいんですか、どういう形になるか、それだけ確認したいです。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

８番、奥田議員さんにお答えします。

今回の改正につきましては、本年度の一般職員の給与に関する法律の改正により扶養手当支給額が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において定められております扶養親族のある場合における補償基準額の加算額が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

補償の基準額は、当然定められたとおりで変わらないんです。加算額につきまして、今回法改正によりまして扶養親族で配偶者の手当を減額させていただいて、その子供に対する、子に対する補償額を上げるというような格好になってございます。そのための改正でございます。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１２号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１２　議案第１３号

○議長（山本明生）

日程第１２　議案第１３号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１３号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１３　議案第１４号

○議長（山本明生）

日程第１３　議案第１４号、上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

１２番、吉田君。

○１２番（吉田盛彦）

犯罪被害者等の支援に関する条例に質問します。

これ、初めての条例だと思うんですよ。犯罪被害者等基本法は平成１６年の法律第１６１号に基づいてできたものだと思います。一般会計で７３ページに１０万円と３０万円出てきたのは、恐らくこれからきたものと思われます。

犯罪被害者の実は交通事故とか、いろいろあると思うんやけれども、その内容はどんなものが入るのか教えてほしいんです。そして、１回目はそれでええか。

１０万円というのは傷害で、遺族年金というのは亡くなられた方やと思うんですけれども、そういう解釈でいいのか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課企画員、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

おはようございます。１２番、吉田議員のご質問にお答えします。

犯罪被害の内容についてという１番目の質問でございますが、第２条の第１号で犯罪被害について明記してございまして、犯罪被害とは、犯罪刑法の第３７条１項、これについては緊急避難による行為は罰せないという刑法の法律であります。緊急避難というのは、火災など起きたときに、火事があって消防士が隣の家に緊急で避難しなければならないとか、そういった場合の緊急避難などを指してございます。それと、第３９条第１項、これについては心神喪失、心神耗弱による行為は罰しないと明記されている刑法でございます。それと、第４１条の規定というのは、１４歳に満たない者の行為は罰しないという未成年者の犯罪についての法律でございます。

それらの行為については、犯罪として罰せられない行為であっても被害があれば適用するというように明記してございます。

一方、犯救法の第２条の規定する交通事故などの行為で、交通事故であれば自賠責保障とか、そういったものがございまして、そういうものの適用がある過失についての行為は除くとしてございます。

以上、犯罪によるものというのは、そういったものでございます。

続いて補償でありますが、１０万円、３０万円と規定してございます。これについては第１０条で犯罪被害者等の見舞金、一時金として、その種類及び額は次のとおりということで、１号で傷害見舞金は１０万円、それから２号で犯罪の被害に遭われた遺族の見舞金としては３０万円と規定してございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山本明生）

１２番、吉田君。

○１２番（吉田盛彦）

３７条の第１項のことの火災に、なるほどなと、それはよくわかるんですけれども、ほんで、ちょっとわからないのが３９条の第１項で声が聞こえづらかったんですけれど

も、それの内容ももう一回詳しく言ってほしいのと、それと３条ですね、基本理念。犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響、その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとするということであるんですけれども、大変難しい判断になろうかと思うんですけれども、この判定判断は誰がどのような形でされて、どこでエンドを打つのかをお聞きします。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

１番目のをよく聞こえなかったということでありますので、３９条の第１項については、心神喪失、心神耗弱による方が犯罪を起こした場合罰せられないという規定になってございます。

（「心神の」と奥田議員呼ぶ）

○住民生活課企画員（中松秀夫）

心神……はい。そういうふうにご説明させていただきました。

それと次の質問でありますが、第３条の１項のどこまで途切れなく行われるのかということなんですが、犯罪被害者等が犯罪で警察等に被害届を出されまして、その被害届のある方について総合窓口を役場の住民生活課なり、総務政策課なりで受け付けさせていただいて、その方の住居の提供や、あと仕事の相談なり、そういった内容の相談を受けた上で傷害見舞金や遺族見舞金もあろうかと思いますけれども、それ以外の相談についても途切れることなく相談に乗るということにしてございます。よろしくお願いします。

○議長（山本明生）

１２番、吉田君。

○１２番（吉田盛彦）

そうすると、いわゆる被害者の方との中に警察が入って、役場のほうでいろいろ２人で話し、相談しながら、もしも……火災のときは家の提供とか、そういうことを言われているんやと思うんですけれども、例えば殺人事件とか、そういうときあったときの場合は、それを町が判断するということでいいんですか。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

まずは、警察に被害届があった分、それから民間で紀の国被害者支援センターという

機関もございます。そういったところに、まずは被害に遭われた方が相談なり届けを出されると、そういったことから想定していますのは、警察や被害支援センターのほうから相談があり、こういう方が役場に来られますよというご相談がまずあろうかと思います。そういったことで、そこを通じて情報を提供していただいた上で、解決に向けてご相談に乗るということであります。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ございませんか。

８番、奥田君。

○８番（奥田　誠）

吉田議員と同じような形になるんですけれども、警察のほうへ被害届を出した後、町のほうへ来てもらって相談に乗るということで、この犯罪が犯罪であるかないかという判断は警察がするのか、ここの当局でするのか、それ１点と、その●●●

部にわたって、どこまでがそういうものになるかという範囲が明確でないんです。支援センターのほうから申し出ありますんで、できましたら２９年度でそういう計画しますんで、できたら拝聴していただけるようにお願いしたい。

○議長（山本明生）

８番、奥田君。

○８番（奥田　誠）

あと、この犯罪被害者の中の支援の１０万円、３０万円。亡くなられたら３０万円ですけれども、被害にあったときの見舞金の１０万円の場合なんですけれども、この場合は１カ月以上の治療を要する者に限るという中で、１カ月を経過した後、金額のほうを町のほうに請求するのかその辺、けがして入院している途中で医師が１カ月以上の治療を要するという判断をした場合にすぐ請求できるのか、その請求の期限はどうなっていますか。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

極端な例言うたら、そういう期限については明確に判断されてないんですよ、この基本法読んだところで。先ほど言いましたように、そういう具体的な事例出てきたときに、町としてどう解釈するということは、この場合ですけれども、紀の国支援センターに相談するとか、警察へ相談するとかしますけれども、具体的にそういう形のもので、全ての人にその支援をするんかといったら、そうではないということの理解だけでもお願いしたいと思うんです。

（「はい、了解です」と奥田議員呼ぶ）

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１４号、上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１４　議案第１５号

○議長（山本明生）

日程第１４　議案第１５号、平成２８年度上富田町一般会計補正予算（第７号）についての質疑を行います。一括でお願いします。ページ言いますか、はい。

歳出１６ページから３１ページ行います。

まず、１６、１７、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

１８、１９。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

２０、２１。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

２２、２３。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

２４、２５。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

２６、２７。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

２８、２９。

５番、九鬼裕見子君。

○５番（九鬼裕見子）

２９の教育費のところですが、７番の賃金で学童保育児童送迎ボランティア賃金と今あるんですが、今回ボランティアをされている方からも要望もあったんかとも思いますが、賃金が少々上がっていると思います。

その運転士の方の基準というか、子供たちを送迎するというのは、やはり大事な仕事だと思うんです。コミュニティバスなんかを走らせているのは明光バスの運転手さんだった方がされていたりということがあるんですが、この送迎の方の決め方というか、そういうあたりは、ちょっとこの賃金にかかわることだと思うんで、そういう基準というか、やはり２種免許を持っているとか、いろいろな条件があると思うんですが、そういう形での取り決めの中でその方にそういう仕事をしていただいているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

５番、九鬼議員さんのご質問にお答え申し上げます。

２種免許が必要とかというような基準については現在設けておりませんので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

それで、今ボランティアの方は何人でされていますか。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

運転していただいている方は生馬の小学校のほうの児童さん送っていただく方が一応３名ご登録いただいています。

岩田へ行っているんですけれども、市ノ瀬小学校からも送ってきていただいて、そこは現在３名一応いてまして、交替とかで運転をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

もう一度質問なんですが、今のところ２種免許とか、そういうことは考えずにやっていただいていると思うんですが、今後、やはりそういうことも必要ではないかなと。もしも事故あったときの中で、やはりそういう人選というのも必要でないかというふうに思うんですが、その点について今後の方向についてどうでしょうか。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

なかなか人材が見つかりにくい状況もございまして、そういった基準についても必要かなとは思うところではございますけれども、今後いろいろと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

３０、３１。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

歳入です、次。

１０、１１。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

１２、１３。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

１４、１５。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

全体でありませんか。

１２番、吉田君。

○１２番（吉田盛彦）

全体やな。

○議長（山本明生）

全体です。

○１２番（吉田盛彦）

３表の地方債の補正で紀南環境広域最終処分場建設事業というのがあるんですけれども、これ、この会へなかなか普通の人は入れないような状況の中で、今一体、５９０万限度額で借りてあるんですけれども、どのような状況に進んでいるのか。新聞でちらほら見るのに、あと８軒だけで用地交渉終わるとかあるんですけれども、予定どおり、大方計画どおり進んでいるのか、その辺の状況を教えていただけますか。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

ただいま質問ありましたことについては、既に新聞報道されたと思います。あと数名の方残っています。これ、８人か１０人というのは、ちょっと僕も記憶ないんですけれども、この方の交渉が難航しているような状況ですわ。町としても明確に何年に完成してくれよということを表示してほしいよということを話したんですけれども、やはり相手方あることなんで、そういう表示はできないので、できる限り努力はしますけれども、いついつまで完成するという返答に至っていないのが今の状況です。

以上でございます。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１５号、平成２８年度上富田町一般会計補正予算（第７号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１５　議案第１６号

○議長（山本明生）

日程第１５　議案第１６号、平成２８年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第２号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１６号、平成２８年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第２号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１６　議案第１７号

○議長（山本明生）

日程第１６　議案第１７号、平成２８年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第３号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１７号、平成２８年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第３号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１７　議案第１８号

○議長（山本明生）

日程第１７　議案第１８号、平成２８年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１８号、平成２８年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午前１０時３５分まで休憩します。

―――――――――――――――

休憩　午前１０時２２分

―――――――――――――――

再開　午前１０時３４分

―――――――――――――――

○議長（山本明生）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１８　議案第１９号

○議長（山本明生）

日程第１８　議案第１９号、平成２９年度上富田町一般会計予算の件から日程３０議案第３１号、平成２９年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件まで１３件を一括議題とします。

当初予算の件については、予算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付しておりますとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読します。

平成２９年３月１５日、上富田町議会議長山本明生殿。

予算審査特別委員会委員長奥田誠。

委員会審査報告書。

平成２９年第１回定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告します。

１、議件。

議案第１９号、平成２９年度上富田町一般会計予算から議案第３１号、平成２９年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの１３件。

２、審査結果。

議案第１９号から議案第３１号までを原案可決とする。

３、審査年月日。

平成２９年３月６日、平成２９年３月１０日、平成２９年３月１３日、平成２９年３

月１４日。

以上です。

○議長（山本明生）

本案に対する委員長の報告を求めます。

委員長、奥田君。

○８番（奥田　誠）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第１９号、平成２９年度上富田町一般会計予算から議案第３１号、平成２９年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの１３議案につきましては、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を報告申し上げます。

議案第１９号から議案第３１号までの１３議案は、去る３月６日に当予算審査特別委員会に付託され、３月１０日、１３日、１４日の３日間で当局から説明を受け、質疑を行い、３月１４日には質疑を含め、討論、採決を行いました。

その結果、付託された１３議案のうち、議案第１９号から議案第２２号及び議案第２４号の５議案については賛成多数、議案第２３号及び議案第２５号から議案第３１号までの８議案については全会一致により全て原案のとおり可決するものといたしました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により新規事業などの内容及び効果や積算根拠をただし、財政の健全化は確保されているか、決算審査の指摘事項などが予算に反映されているかどうかなど、質疑、提言は広範にわたりました。

一般会計の総額は５７億９，８００万円で、前年対比３億１，０００万円の増で、これは庁舎整備改修、消防第３分団屯所建設、学校給食施設整備などによる事業の費用計上による予算規模の増加であります。

厳しい財政事情の中、今後も予算の精査に努める必要があると考えます。

当局においては、新年度予算の執行につきましては委員会において可決の議決を得たことの重みをしっかりと受けとめていただき、予定事業の推進に当たっていただくことを強く要望して委員長報告といたします。

○議長（山本明生）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

日程第１８、議案第１９号、平成２９年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第１９号、平成２９年度上富田町一般会計予算に対する反対討論をします。

平成２９年度の予算の中で、健康村スポーツサロンについては介護予防事業として地域住民の福祉への寄与も事業目的の一つとされています。

しかし、高齢者の交通の便を考えたとき、誰もが利用しやすいシステムになっていません。また、子育てするなら上富田と掲げながら、子育て世代の強い願いでもある子供の医療費の無料化拡大についても方向が示されず、住民の暮らしを守る施策への転換が図られていません。

いつも財政が厳しいと言われている上富田町においては、経常収支比率が８６．５％となっており、周辺市町村と比べても財政的に余裕があることが示されています。これは平成２７年度末の経常収支比率です。

また、財政調整基金は平成２７年度末において平成２７年度決算で約１０億円の基金を積み上げています。また、各種のお金をどう使うか、町民の立場に立った福祉の心で一般会計予算を考えていくことが大切だと思います。

よって、平成２９年度上富田町一般会計予算に反対し、反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより議案第１９号、平成２９年度上富田町一般会計予算の件を採決します。

この予算に対する委員長報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第１９　議案第２０号

○議長（山本明生）

日程第１９　議案第２０号、平成２９年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第２０号、平成２９年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する反対討論をします。

国保の加入者が低所得者や年齢の高さも要因の一つですが、国保税そのものが加入者の負担能力や生活実態を把握し、負担できる保険税となっていません。

国による財政支援は、全国知事会の求める１兆円に届かず、わずか１，７００億円で低所得者対策として軽減措置されていますが、上富田町への財政支援は平成２７年度から２，８００万円の支援で十分とは言えません。国保は社会保障の一環として国保加入者が安心して医療が受けられるように設けられた国民皆保険です。

しかし、高過ぎる国保税のもとで資格証や短期証の発行で安心して医療にかかれない方もおられる中で、平成２９年度国保会計は現状を引き継いだ予算となっています。

よって、平成２９年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に反対し、反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより議案第２０号、平成２９年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２０　議案第２１号

○議長（山本明生）

日程第２０　議案第２１号、平成２９年度上富田町特別会計介護保険予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第２１号、平成２９年度上富田町特別会計介護保険予算に対する反対討論をします。

要支援１・２を介護保険制度から外し、市町村が主体となる新総合事業に移行する２９年度予算です。平成２９年度において利用されている方は現行どおりとされていますが、新総合事業は団塊世代が７５歳になることを見据えてサービス利用の抑制を図るものです。平成２９年度予算を見ても保険給付費がふえ、財政安定化基金貸付金での対応となっています。来年は介護保険料見直しの年であり、さらに高くなると予想されます。介護保険料は支払うが、相互の助け合いばかりが強調され、サービスの利用は抑制されていきます。

全国知事会が求めるように、国の負担割合を５％ふやせば保険料やサービスの抑制を抑えることができると言われています。必要なとき、安心して利用できる介護保険制度になるよう負担割合の増額を国に対して求めるべきだと思います。

よって、平成２９年度上富田町特別会計介護保険予算に反対し、反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより議案第２１号、平成２９年度上富田町特別会計介護保険予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２１　議案第２２号

○議長（山本明生）

日程第２１　議案第２２号、平成２９年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第２２号、平成２９年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論をします。

後期高齢者医療保険は、高齢者に痛みを感じてもらうとして保険制度を別枠にして始まった医療保険制度です。

平成２９年度から軽減措置の見直しで保険料が大幅に値上げになる方もいます。わずかな年金生活の方でも安心して医療にかかれることが必要です。

よって、平成２９年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対し、反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより議案第２２号、平成２９年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２２　議案第２３号

○議長（山本明生）

日程第２２　議案第２３号、平成２９年度上富田町特別会計診療所事業予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２３号、平成２９年度上富田町特別会計診療所事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２３　議案第２４号

○議長（山本明生）

日程第２３　議案第２４号、平成２９年度上富田町特別会計宅地造成事業予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第２４号、平成２９年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する反対討論をします。

宅地造成事業は、新事業目的での土地購入や造成工事との説明ですが、町内には町が管理する保有地がたくさんあります。その土地の活用がないままに新しい土地の購入となっています。いま一度見直しが必要だと考えます。

よって、平成２９年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に反対し、反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

１１番、木本議員。

○１１番（木本眞次）

議案第２４号、平成２９年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に賛成いたします。

今の九鬼議員さんの説明の中で、町が土地を持っているということですけれども、例えば１カ所に１，０００坪ぐらいあるとか、５００坪ぐらいあるとか、そういう問題じゃないと思うんですよ。あっても１００とか２００。やっぱり企業を誘致するのに、１カ所でたくさんなければ企業を誘致できないんです。

この間の説明では企業誘致ということで、上富田町の財政を考えたときに企業誘致も必要かと思いますので、議案第２４号に賛成いたします。

○議長（山本明生）

次に、反対討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

次に、賛成討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより議案第２４号、平成２９年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２４　議案第２５号

○議長（山本明生）

日程第２４　議案第２５号、平成２９年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２５号、平成２９年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２５　議案第２６号

○議長（山本明生）

日程第２５　議案第２６号、平成２９年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２６号、平成２９年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２６　議案第２７号

○議長（山本明生）

日程第２６　議案第２７号、平成２９年度上富田町特別会計奨学事業予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２７号、平成２９年度上富田町特別会計奨学事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２７　議案第２８号

○議長（山本明生）

日程第２７　議案第２８号、平成２９年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２８号、平成２９年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２８　議案第２９号

○議長（山本明生）

日程第２８　議案第２９号、平成２９年度上富田町特別会計公共下水道事業予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２９号、平成２９年度上富田町特別会計公共下水道事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２９　議案第３０号

○議長（山本明生）

日程第２９　議案第３０号、平成２９年度上富田町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３０号、平成２９年度上富田町水道事業会計予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第３０　議案第３１号

○議長（山本明生）

日程第３０　議案第３１号、平成２９年度上富田町特別会計朝来財産区予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３１号、平成２９年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第３１　議案第３２号～日程第３３　議案第３４号

○議長（山本明生）

日程第３１　議案第３２号、工事請負契約の締結について（平成２８年度　第２号学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター建築工事）の件から日程第３３　議案第３４号、工事請負契約の締結について（平成２８年度　第４号　学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター機械設備工事）の件までの３件を一括議題とします。

△日程第３１　議案第３２号

○議長（山本明生）

日程第３１　議案第３２号、工事請負契約の締結について（平成２８年度　第２号学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター建築工事）の件について質疑を行います。

８番、奥田君。

○８番（奥田　誠）

学校給食センターの建築工事の件で、委員会でちょっと説明あったんかどうかわからないんですけれども、工事内容でちょっと１点だけ聞かせてください。

この工事の中で壁の防カビの敷設とか、床面の工事、それと場内等の排水設備工事、こういう中で食品衛生環境基準の中のＨＡＣＣＰ対応の工事が施工されるかどうか、そ

の辺だけ確認したいんでお願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家髙君。

○教育委員会総務課長（家髙英宏）

８番、奥田議員さんのご質問にお答えいたします。

施設的にはＨＡＣＣＰ対応施設となってございます。調理場におきましては水を使用しないフルドライシステムを採用いたしますので、ＨＡＣＣＰの対応の施設となります。

ただ、ＨＡＣＣＰの認証までは考えてはおりません。

以上です。

○議長（山本明生）

奥田議員、よろしいですか。

（「結構です」と奥田議員呼ぶ）

○議長（山本明生）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３２号、工事請負契約の締結について（平成２８年度　第２号　学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター建築工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３２　議案第３３号

○議長（山本明生）

日程第３２　議案第３３号、工事請負契約の締結について（平成２８年度　第３号学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター電気設備工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３３号、工事請負契約の締結について（平成２８年度　第３号　学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター電気設備工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３３　議案第３４号

○議長（山本明生）

日程第３３　議案第３４号、工事請負契約の締結について（平成２８年度　第４号学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター機械設備工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３４号、工事請負契約の締結について（平成２８年度　第４号　学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター機械設備工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３４　議案第３５号

○議長（山本明生）

日程第３４　議案第３５号、物品購入契約の締結について（平成２８年度　学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター備品（厨房機器））の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育委員会総務課長、家髙君。

○教育委員会総務課長（家髙英宏）

それでは、議案第３５号についてご説明を申し上げます。

議案第３５号、物品購入契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、下記のとおり物品を取得することについて、地方自治法第９６条第１項第８号の規定によって議会の議決を求める。

記。

１．取得物品　　平成２８年度。
　　学校給食施設整備事業。
　　上富田町学校給食センター備品（厨房機器）。

２．契約の方法　　指名競争入札による契約。

３．契約の金額　　一金２億８４４万円。

４．契約の相手方　　大阪府豊中市走井２丁目９番２号。
　　日本調理機株式会社　関西支店。

支店長　小林正高。

平成２９年３月１５日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましては、指名競争入札による物品購入契約でございます。

日本調理機株式会社関西支店、大和総業株式会社、株式会社中西製作所大阪支店の厨房メーカー３社によって３月３日に指名競争入札が執行され、日本調理機株式会社関西支店が落札しております。

参考資料としまして仮契約書を添付してございます。

最終ページに厨房機器の内訳書をつけておりますのでご説明をいたします。

まず、Ｎｏ．Ａ１から７番につきましては、食材の研修や食材の下処理作業に必要な機器となります。主にプレハブ冷蔵庫や冷凍庫。油タンクなどの機器と作業台やシンクなどはその他に分類をさせていただいております。

次に、Ｂ１から８番につきましては、調理時に必要な機器となります。主に野菜を刻むフードスライサー、揚げ物器、焼き物器、回転釜等になります。

次に、Ｃ１から７番につきましては、炊飯時に必要な機器となります。米サイロ、精米機、配水配米機、炊飯器等になります。

次に、Ｄ１から３番につきましては、あえもの時に必要な機器となります。主に真空冷却器、回転釜等になります。

次に、Ｅ１から３番につきましては、厨芥部分で残菜等を処理する機器になります。主に残菜等の生ごみを細かく粉砕する機器と生ごみ処理機等になります。

次に、Ｆ１から７番につきましては、コンテナ、食缶、食器類等を浸けて洗浄・消毒し、乾燥保管をさせる機器等になります。

次に、Ｇ１、２番につきましては、準備室や調理室等の入室前の部屋に設置する自動手洗い器とエプロンや靴の殺菌ロッカーになります。

仮契約書３ページ最終事項に、この契約は議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３５号、物品購入契約の締結について（平成２８年度　学校給食施設整備事業　上富田町学校給食センター備品（厨房機器））の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３５　発委第１号

○議長（山本明生）

日程第３５　発委第１号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読します。

発委第１号。

上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町議会委員会条例を別紙のように改正する。

平成２９年３月１５日提出、上富田町議会運営委員会委員長木本眞次。

以上です。

○議長（山本明生）

提出者より提案理由の説明を求めます。

１１番、木本眞次君。

○１１番（木本眞次）

上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例案の説明を行います。

上富田町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第１９条中、「、公平委員会の委員長」を削る。

附則。

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

これの理由につきまして参考資料を見ていただきたいと思います。

提案理由につきましては、平成２９年３月３１日をもって西牟婁郡公平委員会の共同設置を廃すとなるため、委員会条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表で説明いたしますと、委員会条例第１９条第１項中、「、公平委員会の委員長」を削るものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山本明生）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第１号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３６　議員派遣の件について

○議長（山本明生）

日程第３６　議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第１２１条の規定により、別紙配付のとおり議員派遣をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第３７　委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（山本明生）

日程第３７　委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読します。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会吉田盛彦委員長より２７項目、産業民生常任委員会畑山豊委員長より２５項目、学校給食対策特別委員会沖田公子委員長より１項目、議会広報特別委員会樫木正行委員長より１項目、議会運営委員会木本眞次委員長より３項目、以上となっております。

また、２の目的については所管事務調査、３の方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第６５条の規定による委員会招集通知書及び第７４条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（山本明生）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、学校給食対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第７５条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成２９年第１回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました全議案を承認いただき、まことにありがとうございます。

特に可決していただいた議案につきましては、平成２９年度一般会計・特別会計が１３件ございます。認められた予算は、平成２９年度の行政運営の基本となるものでありますし、常任委員会、予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、一般財源不足を説明しております。そういう中で行いますけれども、教育とか福祉とか保健医療等、また地域の振興対策を充実することも必要であると考えます。不足分の対応は第３回か第４回の町議会定例会で補正をさせていただくようにお願います。

また、このことを踏まえまして、人口減少問題と勘案して上富田町の地域振興に努力しますので委員各位のご協力をお願いします。

次に、学校給食センターの建築請負者の後工務店より安全祈願祭を４月１日か２日に行うことで関係者と調整しますので、議員さんにつきましても案内状を送付しますので、参加してほしいという依頼がございました。ぜひとも参加していただけるようにお願いします。

次に、匿名希望の方でございますけれども、３月１４日、きのうですけれども、車の購入費として２００万円を役立ててほしいという意味で寄附をいただきました。この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思います。

次の定例会までには決算に向けての予算等を専決しますので、事前に報告します。また、今後、各小中学校の入学式もありますし、ウエスタンリーグの開催、都市と農村の交流事業として梅採り体験等の行事が多々あります。これらの行事につきましても、ぜひとも参加していただけるようにお願いします。

次に、ひょうたんせんぱいとスポーツサロンにつきましては、先日、経過についてご説明させていただいておりますけれども、新聞社から完成したら公表してほしいよという要請がございます。できましたら、完成しましたら、新聞へ公表するということのご了解いただきたい。

またもう１点は、前回、この３月じゃないですけれども、１２月議会で南紀の台の方より振動で家に被害出ているよという、こういう報道あって、そのことにつきましては、町が求める資料、要するに基礎の部分の資料を見せてほしいんですけれども、その分を持ってこないんです。ほかの資料はいろんなやつ、被害が出たやつだけ持ってきている。それともう一つは、県民の税金で購入している震度測定器、町としてはなぜ振動するのかということですけれども、要するに今後裁判になるとか行政不服の申し立てがあります。我々としましては、何回も交渉したんですけれども、言葉がきついんです。極端なこと言うたら、私に向かってお前ら税金で生活しやるん違うかというような、こういうことなんです。

そういうことで今度裁判になりますんで、弁護士を入れて今後話し合うということで努力させていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

以上、報告しましてお礼のご挨拶とします。本当にありがとうございました。

△閉　　会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本定例会は会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成２９年第１回上富田町議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

閉会　午前１１時２０分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長　　山本　明生

議事録署名議員　　樫木　正行

議事録署名議員　　九鬼裕見子